

広島県告示第四百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市箕島町地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
	区域の名称	区域の名称			
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
	区域の名称	区域の表示			
箕島町（二八〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町（二八〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
釜屋A（三四七六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	釜屋A（三四七六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島町（三七六三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町（三七六三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六平谷（一四三四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	六平谷（一四三四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
釜屋（二〇六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	釜屋（二〇六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島町（二八〇四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町（二八〇四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島町（三七六三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町（三七六三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗ノ木（二〇七二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	栗ノ木（二〇七二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島町（二八〇五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町（二八〇五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗ノ栖（二六六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	栗ノ栖（二六六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

栗ノ栖(二六六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	栗ノ栖(二六六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
釣ヶ端(三四七八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	釣ヶ端(三四七八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗ノ栖(二六六一―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	栗ノ栖(二六六一―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗ノ栖(二六六一―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	栗ノ栖(二六六一―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島(二〇六二―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島(二〇六二―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島町(六八七二―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町(六八七二―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島町(六八七二―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町(六八七二―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島町(六八七二―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町(六八七二―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島(二〇六二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島(二〇六二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島町(六八七二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町(六八七二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島町(六八七二―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町(六八七二―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸(三四七九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸(三四七九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸(三四七九―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸(三四七九―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
箕島町(三七六四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	箕島町(三七六四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。